

特集にあたって

大西 康雄

本特集は、中国における自由貿易試験区（以下、自貿区）実験を対象とした二〇一五年度政策提言研究「中国の自由貿易試験区——現状と展望」の成果を基に最近の動向を盛り込んで取りまとめたものである。そもそもこうした研究課題に取り組もうとした動機は、大きく三つある。第一に、中国経済、とりわけ改革・開放政策の今後を展望するうえで、自貿区の実態とその内外に及ぼす影響について総合的に評価しておく必要があると考えたことである。第二には、研究を始めた当初、わが国とは異なって欧米諸国では自貿区の意義が高く評価されていた。こうした彼我の認識の違いについて客観的に検証する必要があると考えたことである。第三には、日本政府・日本企業が「アジアの需要を取り込む」対外経済政策・戦略を立案

するうえで、TPP（環太平洋経済連携協定）と一線を画したFTA（自由貿易協定）交渉を展開している中国の動向把握が重要だと考えたことである。いずれの動機も、わが国の対中国経済政策に密接に関わっている。

●習近平政権と自貿区

まず、第一の点をみてみよう。習近平政権（二〇一二年一月～）は、前の胡錦濤政権期（二〇〇二年一月～二〇一二年一月）に事実上停滞していた改革・開放の再始動を掲げて登場した。そして、再始動のやり方として、対外開放拡大を梃子に国内改革を推進するというスタンスを取っている。上海を嚆矢とする自貿区実験は、こうした文脈からみて重要である。また、中国自身の対外経済ポジシヨン、さらには世界の貿易・投資

自由化の潮流が大きく変化しており、自貿区はこうした変化への中国なりの対応であると考えられる。しかし、わが国での自貿区に関する報道ぶりを見ると、必ずしもこうした理解がなされていないように思われる。本研究では、これらのポイントをその論拠とともに明示することを目指した。

●自貿区の推移とFTA論争

次に、第二の点をみてみよう。それには自貿区で展開されている規制緩和の特徴を分析する必要がある。自貿区では、①サービ分野を中心とする規制緩和拡大が図られている。これは、最近のFTA交渉の焦点となっている分野である。そして②緩和の進め方が、従来のようなポジティブリスト方式（許可する分野を明示する）からネガティブリスト方式（明示さ

れた分野以外は許可する）に変わっている。後者は、先進諸国が採用している方式である。実験開始以降の推移を見ると、当初一九〇もあったリストは二二二（二〇一五年四月現在）まで削減されている。そして、③二〇一四年四月からは、その地理的範囲が天津市、福建省、広東省に拡大されたほか、自貿区で有効性が実証された施策を自貿区外に「複写」（適用）することが目指されている。以上でみた特徴は、先進諸国、特にアメリカとの貿易・投資自由化交渉と密接にリンクしている。すなわち、アメリカが要求する自由化措置について、中国は自貿区で先行的に実験しているとみることができ、これにより、中国はアメリカの要求圧力をかわすことができる一方、自由化がもたらす問題を前もって検証できる。自貿区の評価が欧米諸国で総じて高い理由は、彼らが自貿区を持つこうした可能性を認識しているからではないだろうか。実際に中国国内におけるFTAをめぐる論争の推移を見ると、①もともとは、アメリカがTPPに加えEUとの間でTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）

を推進していることから、このままでは中国が世界的通商ルール形成の蚊帳の外に置かれてしまうという悲観論が多かったが、やがて②中国抜きでは、T P Pの効果が限定されるので、アメリカもいずれ中国の参加を求めてくるだろうとの楽観論に加え、③かつてのW T O（世界貿易機関）加盟がそうであったようにT P Pを外圧として利用して国内の構造改革を図るべきだとする議論も有力となるという経緯をたどった。ただし、実際にT P Pが基本合意に達した後には、後述するようにT P P圏外の経済圏を目指す「一带一路」構想が打ち出されたこともあって、T P P加盟論は下火となっている。中国は、R C E P（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓F T Aなどの区域を限ったF T A交渉を優先的に進めるかつてのスタンスに戻りつつあるようにもみえる。冒頭に記した第三の論点を考えるうえで、その動向は、今後とも注視しておく必要がある。

●自貿区の課題とつるべき対応

二年余りの実験を経て、自貿区の課題もまた明らかとなってきた。

第一の課題は、規制緩和とスピードが減速していることである。研究会では各分野における規制緩和の実態を仔細に分析した結果、この減速の陰には中央官庁が既存の権限を容易に手放そうとしない現実があることが明らかとなった。第二の課題は、規制緩和の遅れから外資企業の自貿区進出が本格化していないことである。自貿区の実験は当初「三年間」で一定の結論を出すことが想定されていた。二〇一六年九月に到来するこの時期をにらんで、日本商工会や米商工会議所など外資企業団体は規制緩和の拡大・加速を求める要望書を提出している。アメリカ政府は米中戦略・経済対話を通じて中国政府への圧力をかけ続けているが、我が国としても民間企業のこうした働きかけへの支援を強める必要があるように思われる。

●中国企業にとっての自貿区

一方で、研究会が注目したのは、中国企業にとって自貿区における対外投資規制緩和のメリットが大きいことである。メリットを例示すると、①自貿区内に設立された中国企業は対外投資に際して従来のような煩雑な許認可を取る必要

がない、②実際の投資資金の出入れも自貿区内では自由度が高い。さらに、③自貿区の特別措置を利用して新しいビジネスが可能となっている。越境E Cビジネスはその一例である。自貿区内に設立された越境E C企業は、ネットで受注した商品を自貿区内の倉庫から自貿区外（すなわち国内）に出すことになるが、その際の「関税」に相当する「輸入税」は個人輸入扱いのため通常の関税よりかなり安上がりとなる。上海の自貿区ではこの権利が特定の一社にしか認められていないが、他の自貿区でも同様のビジネスが可能である。自貿区ではこれ以外にも新しいビジネスモデルが生まれる可能性があり、日系企業もこうした新ビジネスチャンスをつまぐ捉えることを考慮すべきであろう。

●「一带一路」構想と自貿区

研究会では、自貿区と同じ二〇一三年秋ごろから打ち出された「一带一路」（新シルクロード）構想についても検討した。同構想は、アメリカの影響の及ばない経済圏形成を目指していることからT P Pへの対抗策というところさえもあ

第一に、同構想は、対外貿易・投資奨励という一点で自貿区と連動している。自貿区は中国企業が対外投資する際の有力なベースとなりつつあり、「一带一路」はその投資先を開拓する戦略だからである。A I I B（アジアインフラ投資銀行）、B R I C S新開発銀行など中国がリードする新国際金融機関やシルクロード基金により、中国企業の投資資金調達ルートは拡大する。第二に、同構想は、中国の内陸地域開発支援の新戦略でもある。前記したように、自貿区は中進国に接近している沿海地区の振興戦略であり、これと内陸振興戦略を同時に推進することは「新たなハイレベルの対外開放」（全国人民代表大会における政治報告の表現）にはかならない。

最後に、「一带一路」＝中央アジアなど陸上諸国、「一路」＝A S E A Nなど海上諸国は、前記資金が流入することで我が国にとっても有力な新興市場となりうることをみておかねばならない。今後とも自貿区と「一带一路」構想、この二つの施策を常に関連付けて注視していく必要があると考えられる。（おおにし やすお／アジア経済研究所 新領域研究センター）